

令和 年 月 日

指定居宅介護支援重要事項説明書

医療法人社団 中嶋会
居宅介護支援事業所きせ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1070101413号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆ 居宅介護支援とは・・・契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ① ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ② ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ③ 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方（暫定）でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団 中嶋会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県前橋市小屋原町 976番地の1 |
| (3) 電話番号 | 027-266-1601 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中嶋 仁 |
| (5) 設立年月 | 平成14年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所きせ |
| | 平成14年 4月1日指定 群馬県 105-1号 |

- (3) 事業所の所在地 群馬県前橋市小屋原町 977番地の3
 (4) 電話番号 027-267-9955
 (5) 事業所管理者 熊川 恵美子
 (6) 開設年月 平成14年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 群馬県内全域
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土
受付時間	月～土 8:30～17:30 日・祝日 電話対応
サービス提供時間	月～土 8:30～17:30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所管理者	1名			1名
2. 介護支援専門員	1名以上			1名以上

当事業所の担当利用者数：介護支援専門員、常勤換算1人あたり45名未満とする

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービスの流れ>

- ・事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ・居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者またはそのご家族に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- ・介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ・介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びそのご家族に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行ないます。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定に更新申請等に必要な援助を行ないます。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、事業者が居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

(1)ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ないます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。前橋市は地域区分7級地に該当 1単位10,21円となります

要介護 1 2	月 1086単位
要介護 3 4 5	月 1411単位

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

(3) 利用料金のお支払い情報

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求後15日以内までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>ア・下記指定口座への振込み 東和銀行 前橋東支店 普通預金 459490</p> <p>イ・介護老人保健施設やまぶき事務室へ直接持参</p> <p>ウ・その他相互協議の上決定する</p>

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時にその都度お支払いください。

6・サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行なう介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替をする理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7・事故発生時の対応について

(1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該ご利用者のご家族、当該ご利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に必要な措置を講じます

(2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8・苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口 027-267-9955

担当者 管理者 熊川 恵美子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

但し、緊急時は 中嶋会 常務理事 中嶋 忍 027-266-1601

(2) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市役所 介護保険担当課	所在地	前橋市大手町 2-12-1
	電話番号	027-224-1111
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	前橋市元総社町 335-8
	電話番号	027-290-1323
	FAX	027-255-5308
	受付時間	8:30～17:15
群馬県社会福祉協議会	所在地	前橋市新前橋町 13-12
	電話番号	027-255-6033
	受付時間	8:30～17:15

加算要件

《初回加算》（以下の場合 当該月のみ 300 単位が加算）

- ・新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画作成時
- ・要介護状態区分2区分以上変更時の計画作成時

《入院時情報連携加算Ⅰ》（以下の場合 当該月のみ 250 単位が加算）

ご利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は当該診療所の職員に対して当該ご利用者に係る必要な情報を提供していること。

《入院時情報連携加算Ⅱ》（以下の場合 当該月のみ 200 単位が加算）

ご利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所職員に対し当該ご利用者に係る必要な情報を提供していること。

《退院、退所加算》（初回加算算定時は不可）

病院・診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設 若しくは介護保険施設に入所していた者が退院（所）し居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、病院等の職員と面談を行いご利用者の情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合（同一のご利用者について居宅サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る）、区分に従い入院（所）期間中につき1回を限度として算定。

《通院時情報連携加算》（50 単位/月）

ご利用者が病院他は診療所において医師又は歯科医師の診療を受ける時に同席し、医師又は歯科医師に対して当該ご利用者の心身の状況や生活環境等の当該ご利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該ご利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合、ご利用者1人につき1月に1回の算定を限度とする。

《緊急時等居宅カンファレンス加算》（以下の場合、当該月のみ 200 単位/回が加算）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算。

*前橋市は地域区分7級地に該当するため、1単位＝10,21円となります。

《業務継続に向けた取り組みの強化》

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

《医療と介護の連携について》

- ・入退院時の医療と介護の連携の為、入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の主治医等にお伝えください。また、医療系サービスを利用する際には主治医の意見を求め、この主治医にケアプランを交付します。
- ・訪問介護事業所から伝達、またはケアマネジャー自身が把握した口腔に関する問題や服薬状況については、ケアマネジャーから主治医に情報伝達を行います。
- ・看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に係る評価
看取り期のご本人・ご家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、基本報酬や看取りにかかる加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。

《公正中立なケアマネジメントの確保》

- ・契約時には、ご利用者やそのご家族に対してケアプランに位置付けるサービス事業所について複数の事業所を紹介すると共に、ケアプランに当該事業所を位置付けた理由を説明して、ご利用者及びそのご家族が納得のいく適切なケアプランを提供します。尚、集合住宅居住者に於いては、ご利用者の意思に反して集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付ける事は適切でないとの姿勢を明確にします。

《ハラスメント対策の強化》

事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を行います。

- ① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ② 従業者らの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③ その他ハラスメント防止の為に必要な措置

《感染症対策の強化》

事業者の、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、以下の取り組みを行います。

- ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

《虐待防止のための措置に関する事項》

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するために以下の取り組みを行います。

①虐待防止のための対策を検討する委員会の開催。

虐待防止委員会は、虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催します。

②虐待防止のための指針の整備。

③虐待防止のための研修の実施。

虐待防止のための研修内容は虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識復旧・啓発するものであるとともに、指針に基づき虐待の防止徹底を行います。

④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置。

虐待防止するための体制として、①～③を適切に実施するため、専任の担当者を設置。

虐待防止に関する責任者：管理者 熊川 恵美子

《他のサービス事業所との連携によるモニタリング》

ご利用者又はそのご家族の同意がある場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。次にあげる事項において主治医、担当者その他の関係者の合意がある場合実施します。

- ・ご利用者の状態が安定している。
- ・ご利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる。
- ・他のサービス事業者との連携により情報を収集する。

《身体拘束の適正化の推進》

ご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。